

鹿屋市保育所等給食支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格及び物価の高騰等による子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、保育所等において栄養バランス及び量を保った従前どおりの給食（主食及び副食をいう。以下同じ。）の実施を確保するため、鹿屋市保育所等給食支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する市内の認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）に対し、予算の範囲内において給食の実施に必要な経費を補助するものとする。

- (1) 児童に給食を提供し、保護者から給食費（主食費及び副食費をいう。次号において同じ。）を実費徴収していること。
- (2) 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと。
- (3) 給食を月10日以上実施していること。

(補助基準額)

第3条 補助基準額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 主食費 児童1人当たり月額3,000円
- (2) 副食費 児童1人当たり月額4,500円

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条の補助基準額の合計に、県が定める物価上昇率及び各月初日における利用児童数を乗じて得た額とする。

(申請及び交付)

第5条 補助を受けようとする保育所等（以下「申請者」という。）は、鹿屋市保育所等給食支援事業費支給申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、給食を実施した月の翌月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市保育所等給食支援事業費計算書（別記第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、令和4年4月から同年7月までの間にお

ける給食の実施に必要な経費の補助を受けようとするときは、申請書兼請求書に同項各号に規定する書類を添えて、令和4年8月31日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定する。

4 市長は、前項により支給の決定をしたときは、申請書兼請求書を受理した日から30日以内に当該申請を行った保育所等に支払うものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた者に対し、支給を行った補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市保育所等給食支援事業費支給申請書兼請求書

【 年 月分】

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地

法人名

施設名

代表者氏名

印

鹿屋市保育所等給食支援事業費の交付を受けたいので、鹿屋市保育所等給食支援事業実施要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

請求金額 円

認定区分	金額
1号	円
2号	円
3号	円
計	円

振込先

金融機関名・支店等名		預金種目	
銀行・信用金庫 農協・信用組合		支店 出張所	口座番号
(フリガナ) 口座名義			

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市保育所等給食支援事業費計算書

【 年 月分】

		単価（月額）	物価上昇率	月初日児童数	請求金額
1号認定	主食費	円	%	人	円
	副食費	円	%	人	円
2号認定	主食費	円	%	人	円
	副食費	円	%	人	円
3号認定		円	%	人	円
計				人	円

【チェック項目】

以下の項目に該当している場合、を付けてください。全ての項目を満たしていない場合、申請はできません。

- 物価上昇に起因する給食費の値上げは行っていません。
- 給食を月10日以上実施しています。
- 鹿屋市保育所等給食支援事業費支給申請書兼請求書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
なお、虚偽の請求等を行ったことが判明した場合には、事業費を返還します。

上記のとおり報告します。

年 月 日

所在地
法人名
施設名
代表者氏名